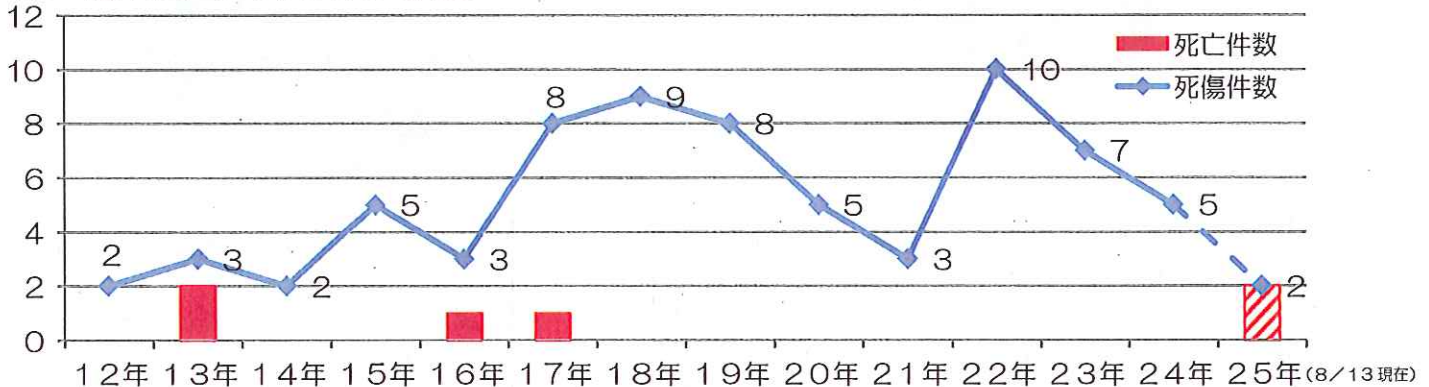


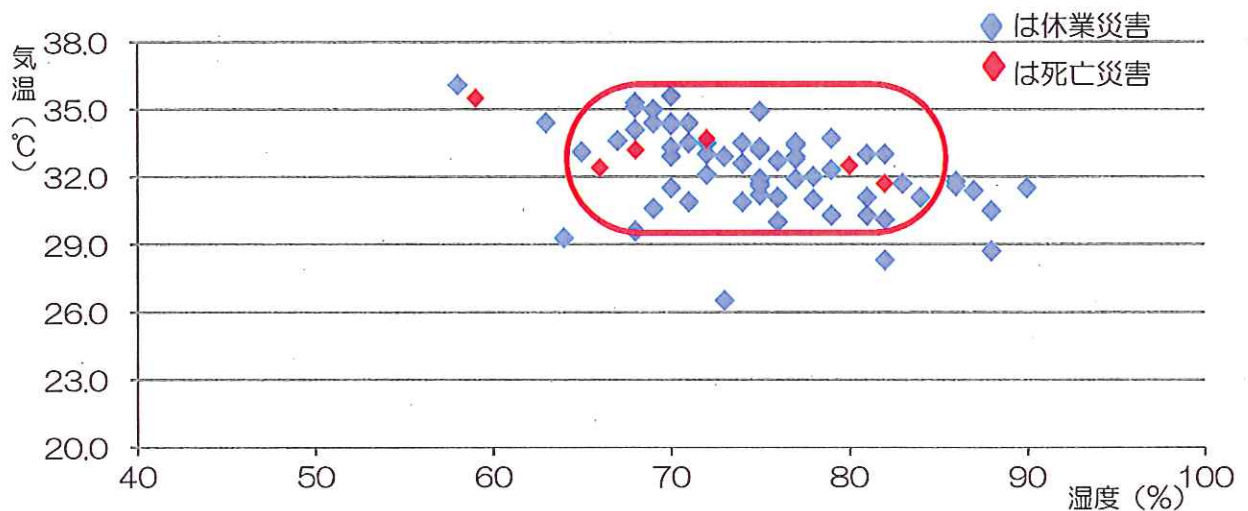
熱中症による死亡災害が相次ぎ発生！

全国的な猛暑が続き、長崎県下でも7、8月は日中の最高気温が35度を超える猛暑日が観測される中、熱中症（疑い含む）による死亡災害が2件発生しました。今後も当分の間、平年より気温が高いとの予報が発表されていることから、十分な対策を講じて下さい。

① 熱中症による災害発生状況



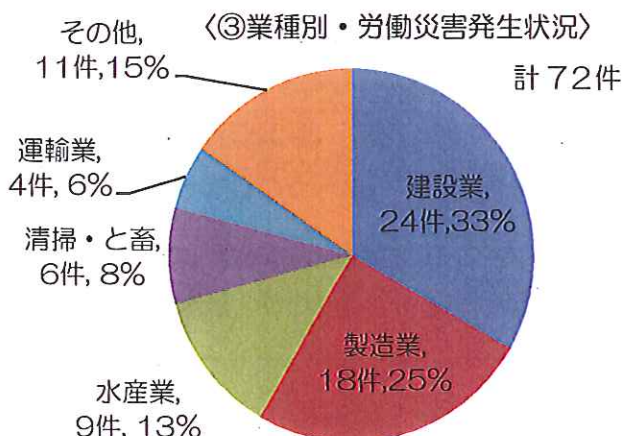
② 熱中症発生日における最高気温及び湿度



*気象庁 統計情報より

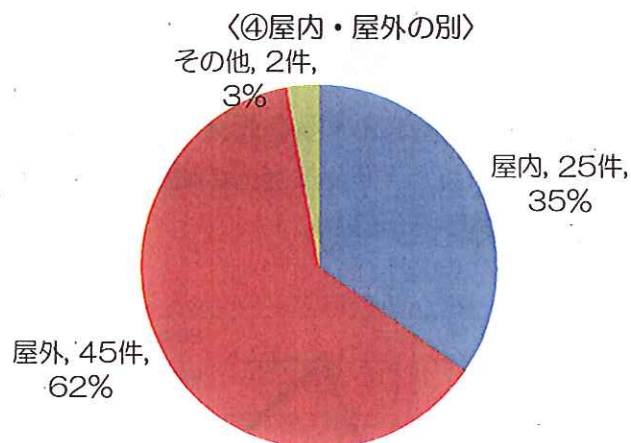
熱中症発症当日の最高気温及び湿度（災害発生場所の最寄りの測候所統計）を集計したところ、最高気温30℃以上で湿度が65%を超える区域に集中しています。

平成25年8月9日に福岡管区気象台が発表した九州北部地方の1ヶ月（8/10～9/9）の気象予報では、平年（1981～2010年データ）より平均気温が高い確率が**60%**となっていますので引き続き、警戒する必要があります。

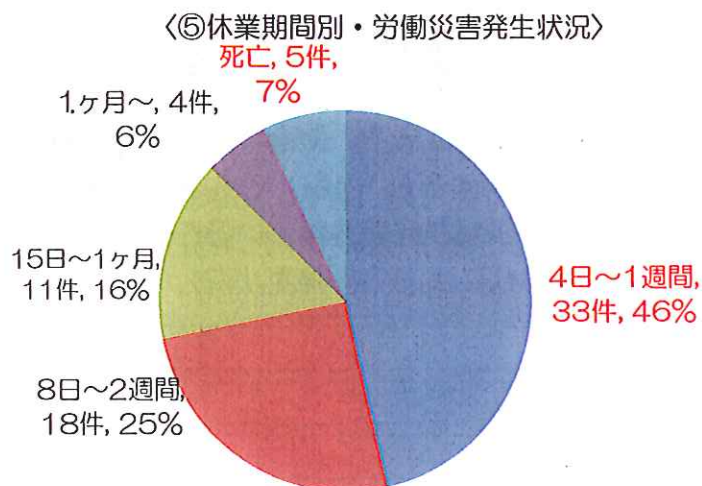


県内の熱中症による死傷者数72件を業種別に分類すると、建設業が最も多く全体の3割以上を占めています。

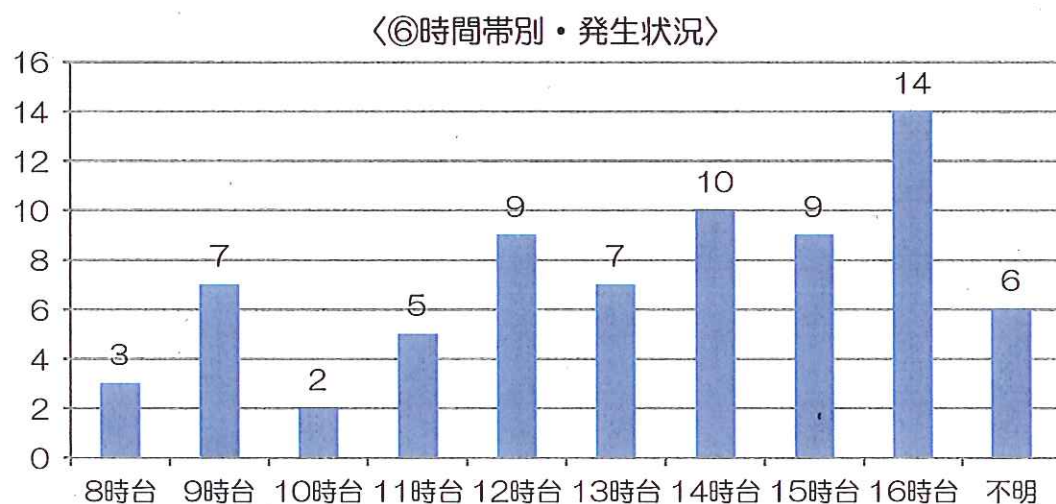
製造業では、造船業が15.5%（11件）と多く発生していることから、全体の4分の1を占めていますが、その他には、水産業、清掃・と畜（産廃業）、運輸業など屋外の業種が目立っています。



屋内・屋外の別をみると、輻射熱（てりかえし）の影響から屋外で熱中症にかかる割合は高いものの、室内においても通風が不十分な作業場所や溶接現場、造船所における船内作業などでも発生しており、屋内・外を問わず発生する可能性があります。



休業期間別でみると、約半数が「1週間以下」です。しかし、死亡災害の割合も高く全体の7%を占めています。



発生時間帯別でみると、12時以降から発生する割合が高くなり、全体の約7割を占めています。

県内の近年における熱中症（疑い含む）死亡災害発生状況

番号	発生時期	業種	年代	発生状況
1	25.8	建設業	40代	被災者は建設工事現場で作業していたところ、体調不良を訴え、病院に搬送されたものの、熱中症の疑いにより死亡したものの。
2	25.7	農業	50代	午前中から畑で作業を行っていたところ、午後4時過ぎに気分が悪くなり病院へ搬送されたが、熱中症により翌日死亡したものの。
3	17.9	建設業	50代	建設工事現場で石積み作業中、午後4時頃、被災者が体調不良を訴えたため、しばらく休憩させた後、被災者を自宅へ送ろうとしたものの、車内で意識が消失し、熱中症により死亡したものの。
4	16.7	建設業	40代	建物解体作業中の午後4時過ぎに被災者の様子がおかしかったため、休憩させ、午後5時過ぎに被災者を自宅へ送ろうとしたが、意識を消失し、熱中症により死亡したものの。

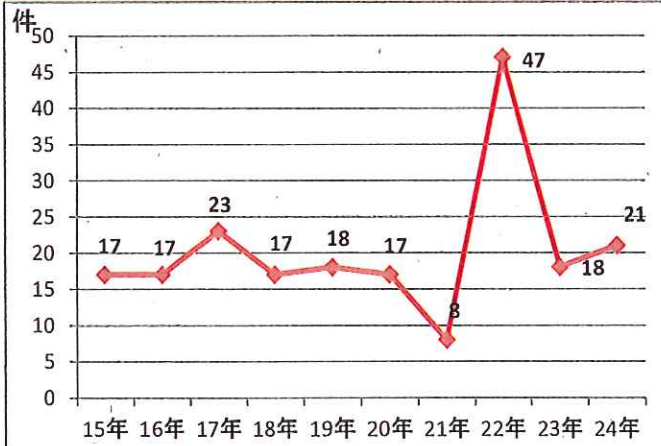
（注）当該災害統計は労働者死傷病報告書（休業4日以上）を元に作成しております。なお、平成25年8月13日現在で把握している情報であることに留意下さい。

熱中症による労働災害発生状況(全国統計)

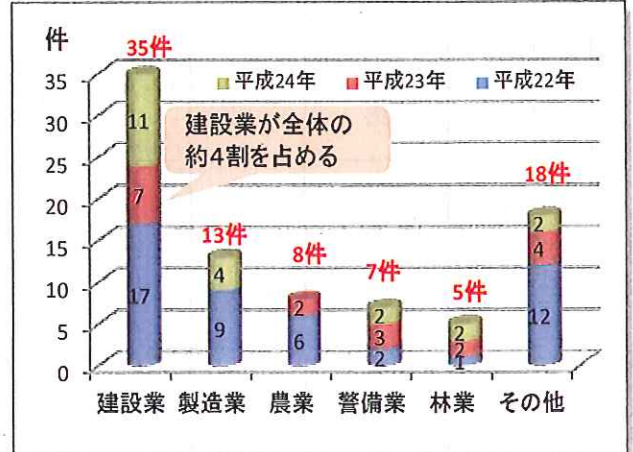
厚生労働省 長崎労働局



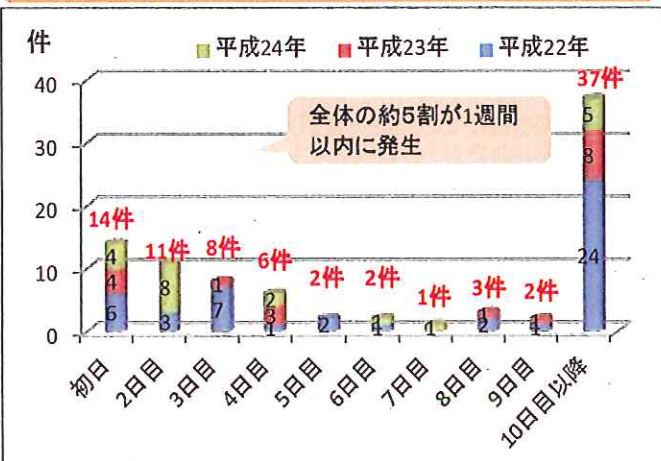
熱中症による死亡者数の推移



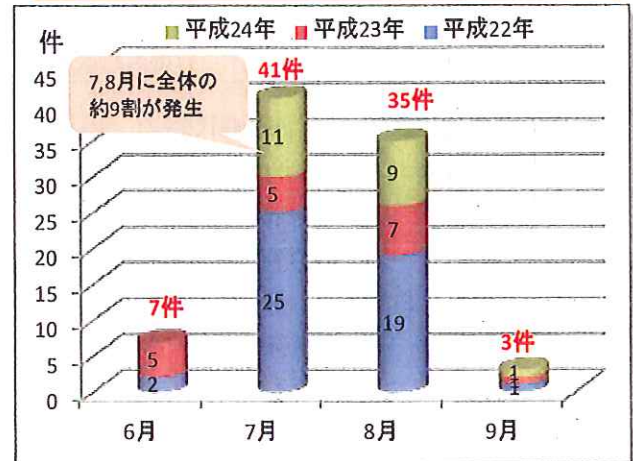
業種別一熱中症死亡災害発生状況



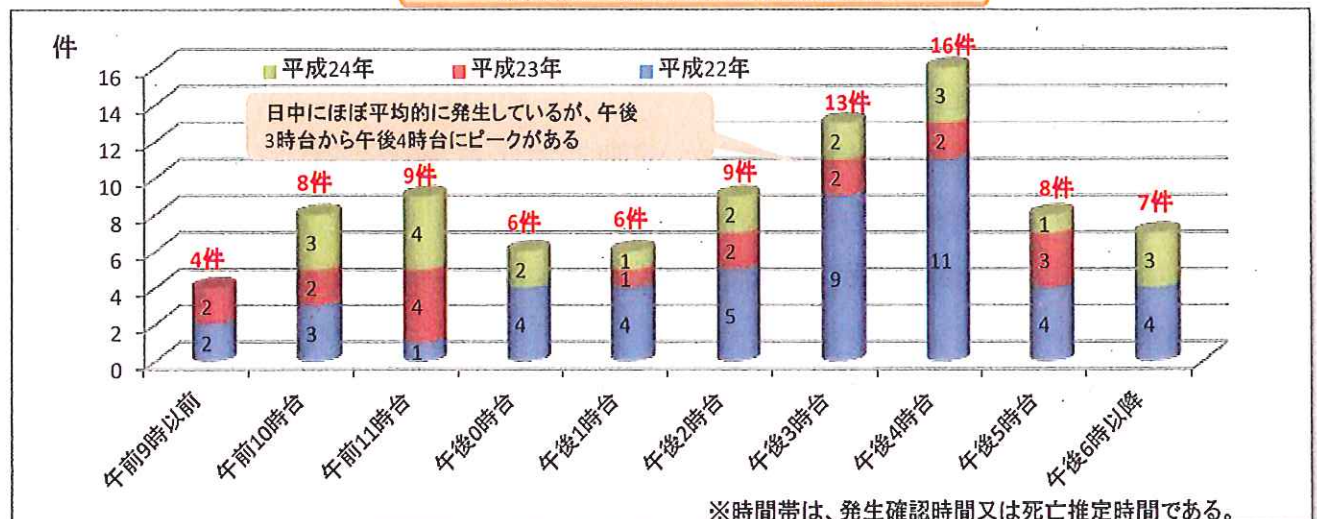
作業開始からの日数別一熱中症死亡災害発生状況



月別一熱中症死亡災害発生状況



時間帯別一熱中症死亡災害発生状況



※時間帯は、発生確認時間又は死亡推定時間である。

平成24年の主な熱中症による死亡災害発生状況の詳細

No.	月	業種	年代	発生状況の詳細
1	7月	警備業	50 歳代	被災者は、高速道路舗装補修工事現場において、工事車両入退場誘導等を行っていたところ、12時頃に倒れたので、病院に搬送され、数時間後に死亡した。
2	7月	建築工事業	10 歳代	被災者は、外壁改修工事現場において、解体した足場の枠材を集積場所まで運んでいたところ、現場責任者が11時頃に被災者がふらついていたのを発見し、すぐに休憩させたが倒れてしまい、救急車を呼び病院に搬送されたが、数日後に死亡した。
3	7月	金属製品製造業	40 歳代	被災者は、金属製品の製造工場において、サッシ製造を行っていたが、業務終了後の21時頃に退社したところ、同僚に会社駐輪場にて倒れているところを発見され、その後病院に搬送されたが数時間後に死亡した(屋内作業)。
4	7月	土木工事業	50 歳代	被災者は、法面補強作業において、施工を行っていたが、16時頃に気分が悪くなったため回復するかと休憩していたが、結局体調が戻らなかったために、病院へ搬送されたが、翌日に死亡した。
5	7月	飲食店	50 歳代	被災者は、飲食店にて製麺作業を行っていたところ、16時頃に大量の汗をかき、しゃがみこんだため休憩させたが、泡を吹いて倒れたため、救急車で病院へ搬送したが、数時間後死亡した(屋内作業)。
6	8月	電気機械器具製造業	40 歳代	被災者は、テントから工場へ台車を利用し部品を移動する作業を行っていたところ、13時頃、同僚が屋外でうずくまっているところを発見し、救急車で病院へ搬送されたが、数時間後に死亡した。
7	8月	自動車製造業	50 歳代	被災者は、工場で車体製造の業務終了後の清掃中、16時頃に同僚が倒れているのを発見し、声を掛けたが意識がないので、救急車で病院へ搬送されたが、翌日に死亡した(屋内作業)。
8	8月	ビルメンテナンス業	60 歳代	被災者は、鉄筋コンクリート造9階建てビル内にて定期清掃作業を行っていたところ、17時頃、5階男性トイレの清掃作業を行っていた被災者がトイレ内で倒れているところを同僚が発見、救急車で病院へ搬送されたが、その後死亡した(屋内作業)。
9	8月	食料品製造業	30 歳代	被災者は、焼成室内で焼き具合の監視業務についていたが、21時頃、トンネルオープン出口付近で倒れているところを発見され、救急車で病院に搬送されたが、翌日に死亡した(屋内作業)。
10	8月	林業	60 歳代	被災者は、造林地において、刈払機で低雑木の刈払い作業を行っていて、10時頃、一斉休憩の後に立ちあがらないところを同僚が発見し、病院に搬送したが十数日後に死亡した。

【参考事項】

- (1) 上記の主な死亡災害の10件以外に平成24年において計21件の死亡災害が発生しており、18人については、WBGTの測定を行っていなかった。
- (2) 21人全員が、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 8人については、単独作業を実施していた。
- (4) 18人については、自覚症状の有無に関わらない定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
- (5) 11人については、健康診断が行われていなかった。
- (6) 9人については、糖尿病等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病を有していた(疾病の影響の程度は不明)。
- (7) 2人については、体調不良、食事の未摂取または前日の飲酒があった。

『熱中症予防対策の徹底を！』

今夏は高温・多湿で熱中症発生の危険性が特に高い状態が続いており、消防庁発表の速報によれば5月末から8月4日までの熱中症による救急搬送は、長崎県内においても394件に達しています。また、新聞・テレビ等で連日「熱中症による死亡事故」のニュースが報道されるなど、熱中症の予防は喫緊の課題となっています。

この様な中、長崎県ではこれまで8年間、労働者が作業中に熱中症で命を落とす事例はありませんでしたが、今年は7月10日に農業、8月8日には建設現場において熱中症の疑いによる死亡災害が発生しました。

つきましては、各事業場におかれましても、改めて下記事項に留意のうえ熱中症予防対策を徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 高温注意情報等を確認し、熱中症の発生が予測される場合は、
 - ① 連続作業時間を短縮し、休憩回数、休憩時間を増やす。
 - ② 単独での作業を行わせないようにする。
 - ③ 特に猛暑日などは、14時～17時の炎天下での作業を中止する。などの対策を講じて下さい。
- 2 朝礼時に各労働者の体調不良、睡眠不足、前日の飲酒の状況などを確認し、必要に応じて、作業内容の変更等を行って下さい。
- 3 休憩時間等における各労働者の水分・塩分の摂取状況を確認し、摂取量が不足している場合は指導を行うようお願いします。
また、休憩場所に冷水機や塩飴等を配置し、休憩の際に水分・塩分の摂取を義務付けるなどの措置を講じて下さい。
- 4 高温多湿場所での作業に対する順化（暑熱環境に徐々に身体を慣らす）不足による熱中症の発症を防止するため、適切な順化期間（一週間程度）を設定するようお願いします。

- 5 エアコンや大型扇風機を備えた休憩場所の設置、日陰等の涼しい箇所に休憩場所を確保するなど適切な休憩場所を設けるようお願いします。
- 6 労働者に透湿性・通気性の良い作業服（クールジャケット等）を着用させるようお願いします。特に炎天下での作業については通気性の良い保護帽を着用させ、保護帽の後部に垂れ布を取り付けて輻射熱を遮ること。
- 7 労働者に異常がないか確認するため、頻繁に現場巡視を行うようお願いします。
- 8 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等については、熱中症の発症に影響をあたえることから、これらの疾患を有する労働者については、暑熱な場所での作業の可否や留意事項等について、事前に産業医等の意見を聴くようお願いします。
- 9 1分間の心拍数が正常値（180－年齢）を超えている場合、又は作業を中断してから1分後の心拍数が120以下にならない場合は、熱中症の兆候と認められますので、作業の中断も含めて適切に対処するようお願いします。
- 10 労働者に対して、次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うようお願いします。
 - ① 熱中症予防のための水分・塩分の摂取について
 - ② 日常の健康管理について
 - ③ 熱中症の兆候について
 - ④ 緊急時の応急処置及び連絡方法等について
- 11 熱中症が発生した場合、本人の意識が混濁している等であれば、早急に救急要請を行わなければなりません。本人の意識が明瞭で、自力で飲水等が可能であれば、『涼しい場所に避難させ、水分・塩分を摂取させ、身体を冷やす等の措置を講じたうえで様子を見る』ことが一般的な対処法とされています。

しかしながら、熱中症は容態が急変する可能性がありますので、早め早めに医療機関に受診させるようお願いします。